

臨時休館延長のお知らせ

5月4日、新型コロナウイルス感染拡大を受けた国の「緊急事態宣言」が5月31日(日)まで延長され、また、道の対策についても、5月31日(日)までの延長を基本とするとともに、休業・外出の自粛要請について、当面、5月15日(金)まで延長する考えが示されました。

このことを受け、北見市では、5月6日までとしていた市公共施設(庁舎などを除く)の臨時休館について、5月15日(金)まで延長することとします。

市民の皆様には、大変ご不自由、ご不便をおかけしますが、お一人、おひとりがご自分や社会を守るための取り組みとして、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

臨時休館延長の期間

令和2年5月7日(木)から5月15日(金)まで

スキルアップセンター北見
北見地域職業訓練センター管理者
☎ 0157-61-3116